

西尾市岩瀬文庫所蔵『消息案』

本郷恵子

本史料は柳原家旧蔵の儀礼関係文書・先例集である。応永二十五年（一四一八）から天正五年（一五七七）にいたる種々の史料を书写したもので、奥書等はない。紙背文書に天正十六年の書状が含まれるので、天正末年ごろの成立と考えられる。なかに「薩戒記」の逸文がみえることから注目した次第で、ここに全体を紹介する。

岩瀬文庫の古典籍類の書誌については詳細なデータベースが公開されており、そちらを参照いただきたいが、簡単に紹介しておく。本史料は袋綴冊子で全二十三丁、すべてに紙背文書がある。「柳原庫」「日野柳原秘府修竹記之印」の二種の蔵書印を捺す。全体の内容や配列に統一的な方針等はないが、概要は以下のとおりである。

- ① 明応二年（一四九三）の踏歌節会の準備や出席要請等のために蔵人頭 右中将庭田重経が授受した文書。舞装束は石清水八幡宮に召すはずであったが、同宮が閉籠中で対応できなかったため、東大寺・興福寺等の南都寺社に要請した（「大乘院寺社雜事記」明応二年正月十日条）。
- ② 明応三年の踏歌節会関係文書。
- ③ 延徳三年（一四九一）十一月二十七日に行われた後花園天皇聖忌法会関係文書。
- ④ 明応元年十一月一日の准三后庭田朝子（同年七月二十日に薨去）百箇日追善供養関係文書。勝仁親王（後の後柏原天皇）の沙汰として行わ

れ、文書の礼式について庭田重経・三条西実隆に問い合わせ、草案を作成させた。

- ⑤ 文明十四年（一四八二）十二月二十七日の後花園天皇十三回聖忌供養関係文書。

- ⑥ 明応三年七月二十日庭田朝子三回忌供養関係文書。

- ⑦ 明応六年の梟召除目に関わる礼式を論ずる文書。

- ⑧ 石清水八幡宮法楽連歌への服者の参加の可否を勘ずる文書。

- ⑨ 拝賀着陣関係文書。

- ⑩ 懐紙端作についての書状。

- ⑪ 僧侶の昇叙についての中山定親書状。

- ⑫ 「薩戒記」逸文、永享七年四月二十二日条。鷹司房平の任内大臣節会に参候するにあたり、携行する太刀について述べるもの。

- ⑬ 一条兼良「桃華藥葉」の中の飾剣に関わる記述。⑫⑬は天正五年（一五七七）に中山孝親のもとで書写されたものという。

- ⑭ 正親町天皇綸旨、天正五年十一月二十日の任大臣節会に外弁の勤仕を求める内容。織田信長を右大臣に任じるために催された。

- ⑮ 永享四年（一四三二）八月十三日、内大臣足利義教を左大臣に転任させるために、左大臣一条兼良を罷め摂政と為したこと、および九条忠家・近衛基嗣が大臣停任の後に関白となった例。いずれも中山孝親の

勘申による。

⑯「薩戒記」逸文、正長二年八月三日条。「薩戒記目録」には「伯雅兼王被尋問任大臣節会作法事」とみえ、同じく孝親のもとで書写したものである。

⑰応永二十五年（一四一八）年十二月二日任大臣節会における任大臣宣命。⑱⑰は織田信長の任大臣節会のための先例収集と思われる。

⑱故従一位儀同三司藤原朝臣に内大臣を贈る宣命。

翻刻にあたっては、おおむね現在通行の字体を用いた。朱書は『』で括り、丁替りには「」を付した。原本の体裁に従うようつとめたが、傍書・挿入箇所を適宜本文中に追いつちむなど、煩雑に過ぎないよう配慮した。

なお本稿は「中世文献史料の複合的性格と知識の共有および継承についての研究」（科学研究費補助金・基盤研究（C） 研究代表者本郷恵子）の研究成果の一部である。史料の翻刻・校正にあたっては、荻島聖美氏（学術支援職員）のご助力を得た。

（表紙）

「記者者可勘」

「消息案」

「明応元年」

踏歌節会御参事、可奉存候、外記散状遅々間、且言上如件、

十二月――

進上――大納言殿

追言上、

別而御点候、必可令存知給候也、

（宣胤）
進上者是不可書之由、中御門大納言被示、

踏歌節会御参事、可奉存候、外記散状遅々間、且上啓如件、

十二月――

進上――中納言殿

追啓、

別而御点候、必可令存知給候也、

踏歌節会御参之事、可奉存候、外記散状遅々間、且執」啓如件、

十二月――

進上――宰相殿

追申、

別而御点候、必可令存知給候也、

踏歌節会可令候陣給候者、依

天氣執達如件、

十二月――

進上――中将殿

追申、

別而御点候、必可有御存知候也、

踏歌節会可令参陣給候者、依

天氣執達如件、

十二月――

進上――少納言殿

進上――弁殿

追言上、

別而御点候、必可有御存知候也、

踏歌節会 宣命任例可令草進給候者、依
天氣執達如件、

十二月 一 右中將

謹上 大内記殿

踏歌節会可令早參給、仍執達如件、

十二月 一

謹上 頭弁殿 藏人弁殿

藏人權弁殿 藏人右少弁殿

踏歌節会任例可被致沙汰之状如件、

十二月 一 右中將判

藏人中務丞殿

四位大外記殿

四位史殿

来十六日節会舞装束之事、左右八具任例可召進之由、被仰下候也、恐々

謹言、

十二月 一

八幡檢校法印御房

舞装束注文

襲装束

左四具 右四具 皇帝甲四 春庭花冠四、太刀四振、卷甲四 太平楽太刀四振 新鳥蘇面

四、 狛柁装束四具、柁四 八仙装束四具、面四、牟志四

已上、

十二月

景山井 景山井 景山井 景山井 繁秋兼

『明応二年』

踏歌宴參仕之事、一通賜候了、所勞于今同篇候、涯分加養生、得減候者、可存知候、若參勤之儀令治定者、御装束皆具可被召渡候、同々為御心得令申候、心事期參賀候也、恐々謹言、

正月十一日

基富園

就十六日節会舞装束之事、女房奉書如此候、既及闕如候、別而可召遣之由、急速可令下知東大寺給之由、嚴密被仰下候、殊可得其御意候也、恐々謹言、

正月 一

尊勝院僧正御房

折紙 踏歌節会

公卿

一段二書之二条冬良 関白太政大臣宣胤 中御門大納言

言 園宰相基忠 実望朝臣正親町三条

少納言

章長高辻

弁

宣秀中御門

左近府

二段也、 忠顯朝臣持明院 基春朝臣阿野 実千松殿

右近府
〔山科〕
定言〔姉小路〕
濟繼

女房奉書
た、いまさんしやうとも御らんせられ候に、し、やうの事、御てんにいかやうにあそはし候へとも、このふんハ、御ふんになしめし候て、つかはされ候よし申候へく候、かしく、

先夜之後、御床敷存候、兼又就散状事如此被仰候、次将書様如御点調候、勿論之事候、又次将左右如此両端之様覚悟之由申入候、又水本法印之事被申候、可伺申候哉、

此法印之事、僧正執申候者、此分銘を被加候へく候、

賢深〔賢深〕
水本僧正申、返答日野町、

さんしやうのした、めやう、御ふんのよし仰下され候、かしこまり候てうけ給候ぬ、御てんのことくにした、め事も候、又次将左右、このことくにもした、め候、中山せちにハたいりやく御てんのことくにした、め候よし申候つる、公卿にもたんかう仕候つる、なをそつに申あはせ候て、かさねて申入候へく候、

此時帥卿日野町歎、奉行頭中将重經朝臣、

尚基〔尚基〕
二條殿
踏歌節会御参事、女房奉書如此候、此上者無所于御故障候哉、別而構御参候者、可為珍重候、尤可参申候之処、取乱事等候之間、是且令啓候、可然之様可得御意候也、恐々謹言、

十二月
木幡中将殿〔雅全〕

『明応三年』

十六日節会御参事、先度内々献一通候了、御請文于今未到之上者、御存知不能左右候哉、既無余日事候、慥為奉存重令啓候」由候、可然之様可得其御意候、恐々謹言、

正月
木幡中将殿

十六日節会内弁事、此間被相催数輩候之処、無人于領状、忽及闕如候、去年御参、雖御重役、不能左右候、以別忠可令構参給之由、嚴密被仰下候、宜得御意候、誠恐謹言、

正月九日
久我殿〔豊通〕

折紙殿、布単用脚事、踏歌下行雖無之、可申沙汰候、此上者早可被加御下知候也、

中山殿〔宣親〕

久我大納言
踏歌宴内弁事、尤可存知候処、自旧冬申入候腹所勞于今不得其減候、殊近日被侵春寒、弥及平臥式候、無余日之上、如今者参仕難事行候、枉而当年之儀者預御免之様、可令御披露給候、及巨細之間、内々令啓候、謹言、

正月十一日

判

折紙
今夜御参目出候、仍坊家 奏取次事、右近其便候之間、必可令存知給候也、

十六日

俊名〔坊城〕

庭田殿

明応三 正 十二 女房奉書

せちゑにまつをつきてたき候もすくなく、うちけふりき候物もすくなく候、まさ壬生雅久ひさのしゆくねにかたく下知し候へど、おほせ給候へく候、さてハかいにてさう人ともたち候て、みまいり候、さやうの事もはらハせ給候へく候、六るとも、御せんのすのこにかハリくさふらい候へど、よくおほせ給候へと申され候、かしく、

節会立明之事、女房奉書如此候、十六日人数已下堅可被加下知候也、

四位史殿

節会御参之事、御請文未到之上者、御参勿論候哉、可申散状候之間、慥為奉存候、きと令馳申候也、

十六日

刻限可為白昼、同可得御意候也、

阿野少将殿

奉行
不審條々、

- 一、散状書様之事、同武家 一、外任奏進退事、 一、仰詞事、
- 一、早入御之時宣命奏事、 一、宣命可下史否事、
- 一、舞妓可催事、 一、同敷筵道事、 一、祿案可催敷事、
- 一、晴御膳可催敷否之事、内弁催之敷 一、脇御膳与奪之事、
- 一、劍璽内侍扶持事、 一、坊家奏取次事、 一、圍司可扇挿事、
- 一、馬頭盤豎横事、 一、酒具事、 一、威儀命婦座之事、
- 一、関白へ可参事、 一、直廬指凶事、 一、直廬召仰事、

一、楽所大夫事、 一、御前掌灯事、 一、御後掌灯事、

一、御前指炭事、 一、小内記ヲハ六位史卜可喚哉、

一、御裾二可候進退事、 一、御簾二可候事、 一、関白裾之事、

一、召内侍扶持之事、

中御門頭弁借之、
(宣秀)
来廿七日奉為、—可令参任給者、依

天氣—

進上 — 大納言殿

来廿七日奉為—御布施取可令参勲給者、依 天氣執達如件、

十一月

謹上 —

廿七日奉為—御願文可令草進給者、依

天氣執達如件、

十一月

謹上 (唐橋在敷)
新菅少納言殿

来廿七日奉為 後花園院、於般舟三昧院可有御経供養、任何可被申沙汰之状如件、

十一月

藏人中務丞殿

来廿七日奉為 後花園院、於般舟三昧院可有御経供養、御導師可令参勲給者、依

天氣執達如件、

十一月

謹上 (房庭) 花園法眼御房

追申、

題名僧一口可令伴參給候也、

下行事

五百疋 御導師

百疋 題名僧

百疋 御經

四十疋 御願文・諷誦料紙

百疋 後戸

百疋 出納御訪 八十疋 御承仕

以上千二十疋、

〔明応元年〕

准后之美名可被載候哉、 奉為故准三后御百个日御追善、来何日於何所可有御經供養、御導師之事

(源朝子) 可令參勲給由、内々親王令旨候也、恐々謹言、

住心院法印御房

奉為故准三后百个日御追善、来何日於何所 御經供養、御願文可令草進

之由、内々

親王令旨候也、恐々謹言、

(唐橋在敷) 大内記殿

奉為故准三后百个日御追善、来何日於何所可有御經供養、可被申沙汰之

由、内々

親王令旨候也、謹言、

(富小路資直) 藏人中務丞殿

以上三通案、故中納言殿重(經敷) 卿御草案也、

(実隆) 以下三条西草案、

来月一日奉為故准后百个日御法事、於般舟院可被修御經供養、御導師事可令存知給之由、

親王御方内々御気色候也、恐々謹言、

十月一

住心院法印御房

来月一日故准后百个日御法事御願文并 諷誦等可令草進給之由、自 親王御方内々被仰出候也、恐々謹言、

十月一

唐橋殿

誠夜前来臨為悅候、仍此案加一見返遣之、極臈(色脱之) 二遣候御状、内々儀にても此文章可然候、任何可被申沙汰之由、親王御方内々御気候也、謹言、

御草名にて、封し候て、立紙を被加候へく候歟、如何様にも藏人中務丞殿とハ被遊候へき由存候、兼又唐橋へハ只唐橋殿と遊候ても可然候歟、

それも御状ハ被封て、立紙候者可然候哉、条々更難足御指南候、聊取乱如何候哉、恐々謹言、

乃刻

三條西 実隆

端書 極臈被相催事、能々思案仕候、親王家御願にて候二、任何可申沙汰

之由被載之条、如何 候へき事哉候歟、聊可有議事候歟と存候、此段

猶誰二も御談合候て後、可被遣候哉、於愚猶未案得之様、只今存寄候、

来月一日奉為故准后百个日、於般舟三昧院可有御経供養、可致申沙汰之由、内々 親王御方令旨候也、謹言、

判

藏人中務丞殿

来月一日奉為故准——御法事、於——可有御経供養、御導師之事可令参勤給由、内々 親王御方令旨候也、恐々謹言、

十月——

住心院法印御房

来月一日故准后百个日御法事御願文并諷誦等、可令草進給之由、自親王御方内々被仰出候也、恐々謹言、

十月——

唐橋殿

『文明十四年』

自来廿七日三个日奉為 後花園院十三回聖忌可被行御懺法、初・結両日御講所作可令参勤給者、依 天气執達如件、

十一月四日

謹上 田向中将殿

追申、

御所作可為筮、初・結両日散花役同可令存知給候也、

『明応三年』

此案日野町云々、『不審』

来一日故准后第三回忌御作善之事、為 宮御方御沙汰、於般舟院内々可

有御経供養、御諷誦可令草進給之由、被仰下候也、恐々謹言、

七月、

新少納言殿 一重二書テ封テ立文ト云々、

或人問云、

除目申文可付奉行書札、可為如何様候哉、得御意度候、

三条西答云、

申文一通献之、可令撰入給状如件、

三月——

頭弁殿

頭弁殿

勘、同答云、

同二條殿内々以書状可申時、〔法性寺中将殿とも、月輪少將殿とも可然候、別而不被致礼者不可及此儀候、誠恐謹言大納言奉執柄書札 弘安礼候へき歟、又、陽明院右府へ之儀、当家司候へき時、〔これも只誠恐謹言にて、二条と不可相替候歟、於家礼者、此由可令申入候なども書て、恐々謹言なども一向二家司二遣候分書札二候哉、さ候ハすハ此分にて可然候、陽明へ一段礼など諸家存之歟、然者時々誠恐頓首謹言などにて家司の所へも被遣候、如此事、更人々所為不同、不存知事候、自然得御意度候、

陽明門ハ近衛にて候程二近衛と申候」ふんにて、陽明と申候、院之字不可加之事候、

何條御事候哉、遙久不能参拝候、積鬱候、除書自今夜可被始行之処、延引之由其沙汰候、さても一夜御参も候ぬやらん、旁無念事候、必宮文人數可被催合事にても候ハす候、あまる事も、又不具も候へき、然者有作法事候歟、但当時装束等難得之間、やうく三四人被催出候哉、為奉行も先可催申事候やらん、抑御申文事、被仰局務候哉、然者可有御参事候、若又御無沙汰候者、如形も可書進之哉、故一位殿初任御申文、以僕人々姓被申候、必さやうに候はんする事にても候ハねとも、今度同彼姓にて

令申者、可為御嘉例歟之由存候、但可為貴仕候、

狀端略之、相殘候、目出候、故一位殿御消息書留御分、申文一通献之、可令 奏聞給之状如件、何も候者可然候、同事候哉、

明応二除目 (勝七) 親王御方御申文無沙汰候つる哉、如何、たつね給候哉、不可然事候、(可然候、)度者可令献御分歟、何人調進之事候哉、若 (勿論候、)別当など被調候哉、内々子細承度候、

奉了、申文如此相調候、仍立紙・符等相加可給候、符様以前右方へ廻候、不限家内々にも用本様候御推量も候、(左引之、引候、)仍此料紙立紙分相副遣之候、尚可有礼紙御当家事歟、他家亦不可然哉、

候哉、如何、調様無御隔心可承候、可書改候、以前調給候 (消息、)一案二而宜事候哉、(これ、不可然候、恐々謹言とも、又執達とも可為御意候、)此分者、状如件等可為如何候哉、條々可得御意候、

申文一通献之、可令 奏聞給、恐々謹言、

三月一

参議一

頭弁殿

謹言字略も勿論候、礼節ハかりハ内々のをも用之事候、

(申文調様、悉皆憑、)存候、仍 (田向重治、)報重字源宰相可為此分候、雖然、(同字不可苦候哉、)可示給候、

委細奉候了、本望存候、除目未催申候哉、凡奉存候へハ三節会不参候輩、先為奉行可相催之由、及御沙汰候として候、竟夜夜ハ左大・三宰内々既被催一候由、奉及候、(勸修寺経茂)左大ハ自元のかれぬ事にて候、清書御次第古本進候と、大蔵卿先日來申され候程に借遣候了、返給候ハ、可入見参候、大間ハた、如補任書たる物候端二大間書と載候、聊用捨事候、外記局所存候、陣清書之後、大間并盛文悉執筆亭に送事候、清書候ハ外記局にを

さまり候、大間事、諸家令秘事候間、た、うちの物のやうに借用なども候ぬ事候、密々儀ハ□□なとまで片時可借請事各別候、先年姉小路之辺二て借候て、如本料紙をこしらへ候、写置候し、其も去々年焼失候、あさましくて候、中夜参議も頭官拳執筆事候、何様にも宮文作法事候、細々御沙汰候ハて一ハと存候、旁面談大切候、恐々謹言、

二月廿四日

廣光

(委曲示預候、畏入存候、封様尤候、仍、御消息如此書改候、昨日分者、)内々由候哉、然者先度案文分調直候、一向二懸紙加様、上下結候哉、其迄悉皆被相調可給候、此封紙聊大候哉、三西封様、細々竹園之申被調給候へる、尚々巨細調可給候、仍奉行へ可付儀、無殊事候哉、竹園御申文

自別当者、封事許歟、奉行方へハ愚身方より御消息事候とも、以使者可申候哉、自別当可令遣候と存候処、此方へ給候、尚々上下結事まで調へ給候、又参議重経とハ候ましき哉、(以羽林可為本分尤候、)

庭田一品雅行卿状案、返答三条西実隆卿、

先刻者御懇示預候、返々祝着至候、頭弁方へ書状二ハ、(按察をハ置候て、)按察をハ置候て、

権大納言卜可書候歟、其分候哉、

又竹園御申文当年ハ御請一通にて候、定別当二ハ無御存知、召直奉行と如何候ハ、猶可被御仰大外記候哉、(御申文ハ一重にて候、可有立紙候哉、其上を封て可有立紙候歟、可得御意候、但又為別当御沙汰候事にて候ハ、申御名字、其へ可進之候歟、)委細示給候者所仰候、恐々謹言、

廿一日

雅行

返答故伯卿忠富卿、

左少弁殿 同

暇以後、古來社參勿論事候歟、雖然普広院御代可憚之由、以故定親卿被仰出候、于今其旨於當家者守分候、夜前彼黃門諸社法樂、以他筆詠進事、被尋候間、於愚考者、不可有苦之由存候、其謂ハ神事ニ用他筆詠進事候、但神事不審多間可然之由遣了、忠富

〔石清水法樂甘入道〕〔輕服之由被申、可為其分候、代勿論候哉、

九日

白川殿

〔五旬以後、御重服之中〕〔八幡宮江為御祈禱〕〔不可有苦候、社參其例候、更以不可憚候事候、可勘給候也、

〔返答同前、石清水法樂輕服御方、權典侍局可為如何候哉、勘給候者、可為喜悅候、於當家者、于今守其旨候、恐々謹言、

明日於宮御方可有聖廟御法樂連歌、別殿可令伺候給之条、何子細候哉、不可有苦之由存候、

忠富

明日可遂着陣、任例可令下知之状、如件、

正月六日

大外記殿

權大納言判

いづれも一枚二書候て、礼紙を加候て、立ふみて可被遣候、立ふみの上も奥と同候、仮令、

大外記殿 權大納言判

四位史殿 同

明日可遂着陣、可令參陣給之状、如件、

正月六日

左少弁殿

權大納言判

追申、

藏人方吉書事、同被存知候哉、

来廿三日可有大将御拜賀、可令■扈從之状、謹所請如件、

七月

權大納言 請文加礼紙、立文、

日野町状案、

仍御端作事、た、參議之字を被略候者、可宜候哉、右中将ハかりにてと存候、此一冊拜見、彼西人件之比參議中将勿論候、

委細承候了、僧官事、常儀自法橋叙法眼、自法眼叙法印、僧都此分歟、律師任權少僧都、轉權大僧都、任僧正、次第此分候、法橋候歟先例猶任權少僧都、剩同日可叙法印之條、過分朝獎子細何事候哉、先例猶以無覺悟候、謹言、

四月

〔中山〕定親中納言

永享六 四 廿二

洞院大納言美照公、送消息云、今夜任槐欲構參候、螺鈿太刀可借給也、所持候物蒔繪也者、兼又号隱文者、有文巡方帶事歟、先々其分用来了、御所存如何可示給者、又雨儀列宜陽殿土廂北上東面一列歟、外弁座當時何所候哉、北腋簷下歟、可勘預者、

予答云、任大臣節会日、蒔絵・螺鈿常事也、可令用給歟、但猶木地爲大
切者、可伝借也、隱文事、近來或人曰、号有文候者巡方事也、帶劔太刀
之時用之、号隱文者丸鞆事也、帶螺鈿太刀之時用之者、此事定有口伝
歟、但定親未得所見、或抄云、有文巡方節會行幸日公卿用之、有文丸鞆
同前云々、又曩祖堀河大納言藏人頭弁賀日、用犀角巡方螺鈿太刀、是依
父相府命歟、於藏人頭者、有因准公卿之意、仍用巡方帶螺鈿太刀之由有
所見、然者帶螺鈿之時、用巡方之儀無疑者歟之由、所了簡也、兩儀列如
御案歟、外弁座月花門代南腋北上西面歟者、

後成恩寺関白御記

飾劍ハ節会并御禊行幸供奉の公卿之、又螺鈿代といふ太刀名のミキ、て節
いまたみす、
会の日執政の「時、代か代と号して螺鈿劍を用る事あり、故殿ハ常二是
を用給へり、飾劍代の又代の心に、代か代とハいへる也、大臣の時ハ金
装束、大納言までハ銀つくりにてあるへけれど、近比ハあるにまかせて
用るによる、金銀のさたに及ハさる也、

天正五拾廿九、孝親卿写給者也、

天正五 信長公任節会、

来廿日可有任大臣節会、可令候外弁給者、依
天氣言上如件、

十一月十七日
進上 源大納言殿

右中弁兼勝

永享四 八 十二 孝親卿勘給也、

今夜有撰政詔宣下事、

以左大臣藤原朝臣爲撰政、是來廿七日内大臣殿可被転左府、仍先有

此事、撰錄家執柄以前無辞大臣例之故云々、

同勘、

九条殿忠家公

近衛基嗣公

一音院関白停右大臣後、爲関白、後岡屋関白停左大臣後、爲関白、以
前之例如此、若是依爲不快之例不被用歟、不審云々、

孝親卿ニテ写之、

正長二 八 三 資益次将事、

白川

抑次将立陣之時弓持様事、雅兼王昨日問予、々々不分明、仍不答左右、
但如行幸公卿將所爲者、列立之時突地豎持之、可相准之歟之由示之、
今彼王云、故左中將資雅朝臣參陣之儀注置之、記云、尹賢朝臣着靴、

以右手豎持弓、以下方突地、教豊朝臣着淺履懸裾、以左手取弓、突地
豎持之、資雅同教豊、共是花山院左大将忠定、説也云々、今日仍可

用此作法之由、所仰含資益也者、

天皇我詔旨止勅御命乎、親王・諸臣・百官人等天下公民衆聞食止
宣、食國法定賜比行賜國法乃隨尔先立先立右大臣正二位藤原
滿教朝臣者累代輔佐之家尔粟氏朝恩乎、蒙人依氏、左大臣乃官尔任賜
布、又宣、正二位行權大納言兼左近衛大将藤原公俊朝臣乎、右大臣乃官尔、正
二位藤原滿親朝臣乎、權大納言乃官尔、參議從三位藤原家俊朝臣乎、權一中納
言乃官尔、藏人頭正四位行右近衛中將藤原公保朝臣乎、參議乃官尔、任賜止、波久勅
御命乎、衆聞食止、宣、

応永廿五年十二月二日

天皇我詔旨故從一位儀同三司藤原朝臣、詔止勅命、聞食止、宣久、
仕一朝清主、氏、專爲二重寄臣、利、規矩之性無レ私久、忠直之志有レ余利、

臣^ニ上^シ給^ヘ賜^フ布^ス、
天^ス皇^ハ我^レ詔^ヲ旨^ニ、
遠^ク聞^ク食^ム止^ム、
宣^ス、
爰^ニ疾^ヲ病^ム俄^ニ侵^ム、
氏^ノ命^ヲ早^ク辭^ス、
世^ノ須^レ、
忌^ム辰^ヲ迎^ム來^ル、
追^テ飭^シ將^ヲ抽^ク、
孝^ヲ、
故^レ是^ヲ以^テ贈^ル、
「内大